

【営業時間短縮要請への協力割合(7月20日から8月1日まで)】

埼玉県には、令和3年4月20日から8月1日までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されました。

県では、重点措置を講じるべき区域（以下、措置区域）内の飲食店に対しては午後8時まで、措置区域以外の飲食店に対しては午後9時までの営業時間短縮の要請を行いました。

7月20日から8月1日までは、さいたま市及び川口市に18市町^{※1}を追加した20市町を措置区域としました。

県が調査した営業時間短縮要請への協力状況の結果は、次のとおりです。

※1 18市町：川越市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町及び三芳町

	20市町 (～20時00分)			その他の地域 (～21時00分)		
	確認 店舗数	営業 店舗数	協力率	確認 店舗数	営業 店舗数	協力率
7月20日 (火曜日)	1,017	48	95.3%	68	2	97.1%
7月21日 (水曜日)	2,141	130	93.9%	115	3	97.4%
7月22日 (木曜日)	1,102	45	95.9%	368	13	96.5%
7月23日 (金曜日)	757	35	95.4%	94	0	100%
7月24日 (土曜日)	405	9	97.8%	307	8	97.4%
7月25日 (日曜日)	1,137	32	97.2%	95	2	97.9%
7月26日 (月曜日)	1,401	71	94.9%	22	1	95.5%
7月27日 (火曜日)	1,006	52	94.8%	254	8	96.9%
7月28日 (水曜日)	567	26	95.4%	161	1	99.4%

7月29日 (木曜日)	853	31	96.4%	344	11	96.8%
7月30日 (金曜日)	1,953	138	92.9%	326	12	96.3%
7月31日 (土曜日)	551	26	95.3%	46	2	95.7%
8月1日 (日曜日)	921	32	96.5%	233	4	98.3%